教育支援体制整備事業費交付金(幼稚園の教育体制支援事業)交付要綱(案)

令和4年 月 日 文部科学大臣裁定

(通 則)

第1条 教育支援体制整備事業費交付金(幼稚園の教育体制支援事業)(以下「補助金」という。)の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園(「私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)」の算定の基礎となる幼稚園及び幼保連携型認定こども園に限る。以下「幼稚園等」という。)を設置する学校法人における幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施することを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、幼稚園等における幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組(以下「補助対象事業」という。)のために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 事業内容、要件及び補助額等は別に定めるところによる。ただし、他の補助金等 の補助対象となるものを除く。

(交付の申請)

- 第4条 この補助金の交付を受けようとする学校法人は、交付申請書(様式1)を、 都道府県知事を経由の上、大臣に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付の申請をしようとする学校法人は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 都道府県知事が学校法人から交付申請書の提出を受けた時は、交付申請額一覧 (様式1-2)を添えて当該交付申請書を大臣に送付するものとする。

(交付の決定)

第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の

- 上、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、都道府県知事に交付決定一覧を送付するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき 標準的な期間は、30日とする。
- 4 大臣は、第1項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付すことができる ものとする。
- 5 都道府県知事は、第1項による交付決定一覧の送付を受けたときは、速やかに当該学校法人に対し、交付決定通知書(様式2)を作成のうえ、通知するものとする。
- 6 前条の申請が、都道府県知事に到達してから文部科学省に到着するまでに通常要するべき標準的な期間は30日とし、交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでの通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

- 第6条 前条の通知を受けた学校法人は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に、その旨を記載した交付申請取下げ書を、都道府県知事を経由して、文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、学校法人から前項の規定による交付申請取下げ書を受理したときは、速やかに大臣に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第7条 補助金の交付決定を受けた学校法人(以下「補助事業者」という。)は、補助 事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に 関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の 効率的使用に努めなければならない。

(計画変更)

- 第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変更承認申請書(様式3)を、都道府県知事を経由して大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。
- 2 第5条第1項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 大臣は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更 し、又は条件を付すことができる。
- 4 第5条第5項の規定は、第2項の場合において準用する。この場合の変更交付決定通知書は様式4によるものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

- 第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式5)を、都道府県知事を経由して大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 大臣は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を、都道府県知事を経由して補助事業者に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと 見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに 事業遅延報告書(様式6)を、都道府県知事を経由して大臣に提出し、その指示を 受けなければならない。

(状況報告及び調査)

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業の遂行及び支出状況について、都道府県知事の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式7)を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき若しくは補助対象事業の廃止 の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付 の決定をした会計年度(以下「交付決定年度」という。)の翌会計年度の4月10 日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式8)を都道府県知事に提出しなけれ ばならない。
- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受け たときは、その期間によることができる。
- 3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る 消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する 額を減額して実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 都道府県知事は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式9)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 都道府県知事は、前項の額の確定を行った場合は、確定報告書(様式10)を大臣に送付するものとする。
- 3 都道府県知事は、実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容 及びこれに付された条件に適合しないと認められる場合で、その是正措置が可能で あると認められるときは、当該補助事業者に補助事業の是正措置を命ずることがで きる。
- 4 補助事業者は、前項の規定により、補助事業の是正措置を講じた場合には、その内容を都道府県知事に報告するものとする。
- 5 都道府県知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、 既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返 還を命ずるものとする。
- 6 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内

に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入 控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の 申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入 控除税額確定報告書(様式11)を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年 勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 大臣は、第9条の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、 又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が補助金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する 補助金が交付されているときは、都道府県知事を経由して補助事業者に対し、当該 補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由による交付の決定を取り消し、前項 の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの 期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものと する。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及については、第13条第6項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第17条 補助事業者は、補助対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、交付対象事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第18条 学校法人、補助事業者又は都道府県知事は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省又は都道府県知事に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第19条 大臣及び都道府県知事は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、都道府県知事又は補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は都道府県知事又は補助事業者に対し、都道府県知事は補助事業者に対し到達確認を行うものとする。

(その他)

- 第20条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。
- 附 則(令和4年○月○日 3文科高第○○号) この要綱は、令和4年○月○日から施行する。